

# 第 11 回理事会議事録

平成 26 年 6 月 9 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

第 11 回理事会議事録

1. 招集年月日 平成 26 年 3 月 26 日 (水)

2. 開催場所 「日本環境衛生センター東京談話室」  
東京都港区虎ノ門 1-5-8 オフィス虎ノ門 1 ビル 9 階

3. 開催日時 平成 26 年 6 月 9 日 (月) 午後 3 時 00 分

4. 理事現在数 4 名

5. 出席理事数 4 名

(出 席) 多田 宏、小林 悅夫、鶴 精三、鎌田ケイ子

(監事出席) 金田 充男、高橋 忠夫

6. 議題等

決議事項

第 1 号議案「平成 25 年度事業報告及び決算書

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日) の件

第 2 号議案「第 7 回評議員会開催に伴う評議員の招集」の件

報告事項等

① 「職務執行状況報告（理事長）」の件

② 「職務執行状況報告（常務理事）」の件

7. 開会、定足数確認、挨拶、議長・議事録署名人

事務局から理事現在数 4 名中、出席者は 4 名であり、定足数である理事現在数の過半数に達した旨報告。

はじめに、多田代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行った後、定款第 37 条に基づき理事長が議長となり、定款第 45 条に基づき理事長、金田監事、高橋監事が議事録署名人となることが確認され、議案の審議に入った。

8. 議事の経過及び結果

(1) 第 1 号議案「平成 25 年度事業報告及び決算書(平成 25 年 4 月 1 日～平成

26年3月31日)」の件

議案書及び資料に従い事務局から以下のとおり説明した。

- ① 本事業報告及び決算書（以下「報告書」という。）は、内閣府に対して報告すべきもので、公益財団法人としての第3事業年度の報告書であること。
- ② 事業期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日迄であること。
- ③ 平成25年度は、4つの基本方針を掲げ年間活動の指針としたが、それに沿って次のとおり事業報告があった。

〈基本方針1〉「従来事業を見直しつつ、新たな事業の開発に努める」  
従来からの事業の現状と今後を精査し、事業規模を適正化しつつニーズのある限り事業を継続していく方向で各事業の概ね今後3年間の方針を定めた。また、ニーズが高まると予想される老後支援関係では新規事業（訪問介護事業）立ち上げの調査・準備を進め、必要な定款の変更準備を行った。

委託事業の中国帰国者定着促進センター運営事業及び中国帰国者支援・交流センター運営事業に、介護情報提供事業及び自立研修事業が新たに追加された。

〈基本方針2〉「情報の管理運用体制作りに努める」

事業を実施するうえで基盤となるものであり、マニュアルを整備した。また、現場での個人情報取扱の対応法を明確化するため、個人情報取扱指針を策定した。

〈基本方針3〉「危機管理体制作りに努める」

危機管理マニュアル、災害時の備蓄物品、職員用災害時帰宅マップの整備を進めた。一時帰国事業については、援護員を対象にした危機管理を含めた研修を実施した。

〈基本方針4〉「財政均衡の実現に努める」

事業安定化準備資産の取り崩しに頼らないよう、収入増加と支出削減に努力した。運用収益は、外国国債をベースとした投資信託等への投資枠を拡大すること等により昨年度比3割増となった。一般寄附金は約790万円余り、特定寄附金（養父母お見舞い訪中事業への指定寄附）は2万9千円集まったほか、マンション一室の寄贈を受けた。

予算案審議時に予めご承認いただいた事業安定化準備資産の取り崩しはなかった。

- ④ 「公1」の3事業、「公2」の13事業についての平成25年度の実施状況

## ⑤ 平成25年度決算書（財務諸表等）のポイント

続いて高橋監事から平成25年度（4月1日から翌年3月31日）の財産状況、理事の業務執行状況について適正に行われている旨の報告がなされた。

以上、第1号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

なお、各理事等からの主な質疑等は次のとおり。

質疑1 「事業報告書の7頁に記載の本部事務局の中国語での定例相談の件数が、2～3件程度と少ないが、支援・交流センターに回した相談件数も記載したら如何か」

事務局 「帰国者向けの相談窓口は区役所等数が多いが、本部事務局に対する相談は生活に関するることは元々少なく、扱っている業務内容に関する問い合わせが多い。支援・交流センターでの相談体制が充実してきたこともあり、本部における生活相談の看板はむしろ下ろしたいと考えている」

質疑2 「報告書4頁に集団一時帰国事業の参加者30世帯59人、8頁の中国帰国者定着促進センター運営事業の受入数4世帯10人があるが、この4世帯10人とは二世、三世が帰ってきたということか」

事務局 「これは孤児1世とその子供家族である」

質疑3 「まだ永住帰国される方がいることに驚いたとの感想とともに、高齢になっても永住帰国したいと思うその理由は何か」

事務局 「最近になって残留孤児と認定されて帰国した方もいれば、二世、三世から永住帰国を勧められた方もいる」

質疑4 「高齢になって永住帰国されている方のその想いは、計り知れないものがあるかと思うので、それを簡単な印刷物にして配付したらどうか」

意見 「（一時帰国参加者には、高齢でこれが最後の一時帰国参加になると思っていらっしゃる方もいるとの説明に関連して）、永住帰国者、一時帰国者のそれぞれにインタビューするなど工夫して、帰国者の帰国への想いについて、機関紙で寄附者の方々にお伝えできるようにしたい」

## （2）第2号議案「第7回評議員会の開催に伴う評議員の招集」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

「定款」第22条の規定により、評議員会は理事会の決議に基づき理事

長が招集することになるが、次の議案を諮るため平成26年6月26日付、評議員を招集したい。

1. 「平成25年度決算書(平成25年4月1日～平成26年3月31日)」の件

以上、第2号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

以上で本日予定の議事が終了したが、引き続き「報告事項等」の報告が行われた。

### (3) 報告事項等

職務執行状況報告（第10回理事会（平成26年2月28日）以降）

多田理事長から次の職務執行状況報告があった。

概ね毎週一回、本部事務所にて常務理事（事務局長）、顧問等から報告を受け必要事項について決裁を行った。

主な決裁事項としては、次のとおり。

1. 第10回理事会で承認された平成26年度の事業計画及び予算を当局に届出ることに伴う諸々の決裁。
2. 年度末を以て退職となる職員と新年度から採用された職員、職員の異動等の人事についての決裁と辞令交付。
3. 平成26年度の国からの委託事業に関する諸契約の決裁。
4. 平成25年度の事業報告書及び決算書等の作成に関する決裁。

小林常務理事から次の項目につき報告があった。

#### 1. 指定寄附金運用益の使途の拡大について

前回理事会でも報告したが、指定寄附金（10億円）の運用益は、その使途が①養父母への扶養費送金事業、②帰国者とその子の就学援助事業、③養父母お見舞い訪中援助事業等に限定されている。①及び②の事業のニーズの減少と相反するかのように、老後支援関係事業のニーズは高まっていることから、指定寄附金の使途を拡大し老後支援事業をその中に含めてほしいとの要望を、厚労省を通じて財務省に申し入れているが、現在何度かの接触を経て、更なる追加資料を要求されているところである。

財務省の了承後、第10回理事会で承認された平成26年度予算に、老後支援事業を指定寄附金の運用益を活用する形の補正予算案を、この6月の理事会において諮りたいと考えていたが、未だ了承が得られていない

い。この件については粘り強く対応し、財務省の了承後、速やかに「決議の省略」の方式（書面方式）での理事会で、平成 26 年度補正予算案への同意をお願いしたい。

## 2. 訪問介護事業立ち上げ準備について

援護基金は、平成 26 年度を今後の在り方の「転換」点とするべく、老後支援拡充に向けて大きく舵を切るということで、第 10 回理事会で訪問介護事業の立ち上げをご承認いただき、評議員会で定款の変更が決議されたが、今年度に入って、立ち上げ準備のため専任の非常勤職員を雇用し介護事業としての指定を受けるため準備を開始した。これまでに準備すべき諸処の作業や文書を整理することから始め、事務所とする中野のマンションの改裝について業者に見積発注を行った。

今後、必要となる文書を整えるとともに、人材の確保が重要となりますので、良い人材等の情報がございましたら、ご協力をよろしくお願ひしたい。

## 3. 介護関連活動状況調査の結果について

介護関連活動状況調査は、ヘルパー（介護関連資格取得援助を行った者）及び高齢帰国者を対象としたアンケート調査の二種類あるが、高齢帰国者の調査結果は纏まりきれなかったため、今回はヘルパーを対象にしたアンケート調査結果の「介護関連活動状況調査の結果（概要）」について、要点を説明した。

## 4. 「マッチング」に係わる新事業の企画について

帰国者の介護問題は、結局、帰国者問題の根本である言葉や生活習慣の違いに根があり、中国語・生活習慣を理解した人が介護に当たるよう目指すのが原則と考える。

援護基金は以前から帰国者一世、二世、三世とその配偶者が介護関連資格を取得することを援助してきたが、この介護関連資格取得支援とは、元々帰国者及び二世三世が資格を取得し就労できるように支援する事業で、就労・キャリアアップを目指した自立支援の事業であり、資格取得のための受講料援助という点では就学支援からの脈絡からの支援で、ヘルパーとしての主な介護対象者は一般の日本人高齢者と考えられていた。

現在、帰国者の介護現場における重要な人材として二世三世ヘルパーが捉え直されてきており、介護関連資格取得支援事業も就学支援や自立支援というよりも老後支援の意味から大きな意義を持つようになった。

「マッチング」とは、資格を取得しても日本語が完全でないことからヘルパー等の仕事に就けない二世三世と、中国語で介護できるヘルパーを求める高齢帰国者または、要介護状態を受け入れている施設及び事業所とを結びつけることですが、この「マッチング」によって、二世三世の自立支援と一世の老後支援の両面が成り立つ。

援護基金としては、今年度はこの「マッチング」を前面に押し出した新事業は、事業計画に入っていないが、年度内に東京都内において訪問介護事業所を立ち上げることとしており、全国的に「マッチング」を進めることの出発点である。今後、都内において他の事業所にも、また、東京都以外の地域においても「マッチング」が進められるよう、今後の老後支援事業の展開を見据えた準備として、必要なデータの整備やネットワーキングを進めたいと考えている。

「マッチング」を行うためには、最終的に職業安定法の「職業紹介事業」として、原則として厚生労働大臣の許可が必要となり、許可を受けるためには、厚生労働大臣の諮問機関に提出する資料として、役員の住民票の写しと履歴書が必要となるため、全役員にご協力をお願いしたい。

## 5. その他

小林常務理事が、今年4月1日から中国帰国者支援・交流センターの所長兼任となり、週2日同センターに勤務している。

同報告に関して、次の質疑応答等があった。

### (介護関連活動状況調査の結果関係)

意 見 「ヘルパー資格を取って、日本人の家に行けている。世帯収入における介護収入の割合がけっこう高い。ヘルパーのなり手が少ないので、ヘルパーの仕事なら帰国者でも就業先があるということなのだと思う」

意 見 「ヘルパーになりたい人がいるが、近い所で利用者を調整してうまくやっていけるかが問題だ。対象者の30%がアンケートに回答したこと、実態がよくわかるアンケートとなった。回答者は基本的に（訪問介護に）意欲的な人ですね」

以上をもって第11回理事会の議案の審議等が終了したので、議長は閉会を宣し解散した。（閉会時間：午後4時44分）

この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成26年6月24日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

理 事 長

多田 元

監 事

金田 充男( )

監 事

高橋 忠夫( )